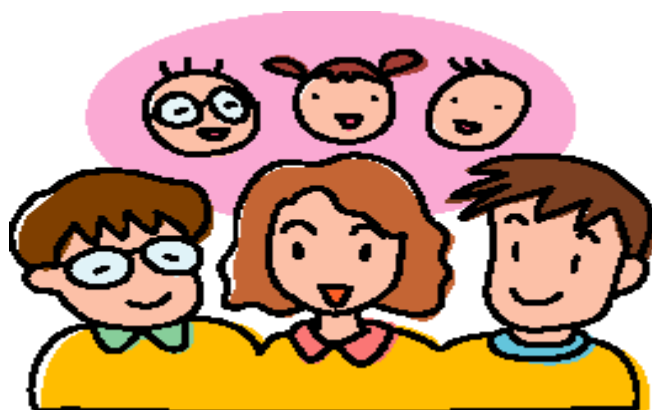


# 下北山村次世代育成支援行動計画

(きなりの郷で育むきなりっ子)



奈良県 下北山村

<< 目 次 >>

**第1章 計画策定にあたって**

1. 計画の概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2

**第2章 下北山村における子育てに関する現状と課題**

1. 下北山村の現状	
(1) 少子化の動向	3
(2) 家族や地域の状況	6
(3) 子どもの状況と子育ての実態	9
(4) これまでの施策動向	11
(5) 子育て支援サービスの提供と利用の動向	12
2. 現状、意向、問題点等のまとめ	25
3. 下北山村の今後の次世代育成支援に関する課題	28

**第3章 計画の基本的な方向**

1. 基本的な視点	32
2. 基本理念	33
3. 基本目標	34
4. 基本施策	35
5. 施策の体系	36

**第4章 個別の施策と事業計画**

1. 地域ぐるみでの子育て支援	37
2. 仕事と子育てが両立しやすい就労環境づくり	39
3. 母親と子どもの健康の確保と増進	40
4. 健やかな子どもたちを育む教育環境づくり	41
5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり	43
6. 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組み	44

**第5章 計画推進に向けて** 45

**参考資料**

用語の説明	46
-------	----

# 第 1 章 計画の概要

## 1 . 基本的な視点

### ( 1 ) 計画策定の趣旨

わが国では、急速に進行する少子化に対し、平成6年に策定された「エンゼルプラン」をはじめとする様々な少子化対策の取り組みを進めてきました。

しかし、平成14年度における出生率(合計特殊出生率)は、全国が1.32、奈良県が1.21となっており、人口を維持するのに必要な2.07を大きく割り込んでいます。また、平成14年1月に公表された日本の将来推計人口によると、従来、少子化の主な原因と考えられていた晩婚化や非婚化に加えて、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、現状のままでは、今後さらに少子化は進行するものと予想されています。

このような少子化の進行は、高齢化に拍車をかけ、今後の労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、わが国の社会経済に極めて深刻な影響を与えることが予想される一方で、子どもが健やかに育つ環境を形成する上でも多くの問題を抱えています。

国においては、少子化の進行や、多様化する子育てをめぐる課題の対応に向けて、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」、平成15年3月には「次世代育成支援に関する当面の取組方針」をとりまとめました。

そして、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度より10年間の集中的な取り組みを進めることとし、市町村においては具体的な取り組みを示すための「行動計画」の策定を義務付けました。

「下北山村次世代育成支援行動計画」は、このようなことから、国の方針や下北山村の現状などを踏まえつつ、今後も少子化が進む中、若い人達が、子どもを産み育てたいといえるような環境作り、また、子ども達一人一人の個性・能力を伸ばし、いきいきと成長していきけるような環境作りを進めることを目的として策定するものです。

## ( 2 ) 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画を策定いたします。

「次世代育成支援対策推進法」より抜粋

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもの育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

次世代育成支援対策にあたり国より示された「行動計画策定指針」に基づき、下北山村の子育てに関わる課題に対して今後の取り組むべき対策、達成しようとする目標や実施機関を明らかにし、「下北山村総合計画」との整合性を図りながら、今後10年間にわたる集中的・計画的な取り組みを推進するための指針とします。

## ( 3 ) 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

次世代育成支援対策推進法では、5年を1期とした計画を定めることとされており、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とします。

後期計画は、前期計画に対して必要な見直しを行った上で策定するものとし、計画期間中においても、社会情勢の変化、子育て家庭のニーズの動向などを踏まえて必要な見直しを行うものとします。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
策定作業	前期計画期間									
					策定作業	後期計画期間				

## 第2章 下北山村における子育てに関する現状と課題

### 1. 下北山村の現状

#### (1) 少子化の動向

##### ① 人口の推移

本村の人口は、昭和10年以降、約3千人前後で推移しており、昭和35年には池原ダムの建設による影響で約4千人まで人口が増加しましたが、その後、人口減少が続き、平成12年には、1,292人となっています。

年齢3区分別の比率をみると、0～14歳の人口の減少数は、総数に比べて緩やかで、総人口に占める割合も平成7年以降、約14%を維持している。しかし、65歳以上の年齢層の割合が非常に高く、著しく高齢化が進んでいます。

##### 「出生数の推移」

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
0～14歳人口	565人	335人	230人	195人	193人	181人
人口比率	27.6%	18.6%	14.5%	12.9%	14.1%	14.0%
15～64歳人口	1,210人	1,080人	961人	878人	714人	615人
人口比率	59.0%	60.0%	60.5%	58.0%	52.1%	47.6%
65歳以上人口	275人	385人	398人	441人	463人	496人
人口比率	13.4%	21.4%	25.0%	29.1%	33.8%	38.4%
計	2,050人	1,800人	1,589人	1,514人	1,370人	1,292人

(出典:国勢調査結果)

##### ② 出生の動向

本村の出生数は、過去10年間の平均で年間11.2人となっています。

##### 「出生数の推移」

	平成6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
出生数	11	10	12	13	14	9	12	13	9	9

(出典:奈良県統計年鑑)

本村の平成10～14年の平均合計特殊出生率は、1.61と、全国平均の1.36を上回っています。(長期的に人口を維持できる水準は2.07【平成16年2月現在】)

##### 「平成10～14年の平均合計特殊出生率」

	下北山村	大淀町	吉野町	下市町	川上村	上北山村	十津川村	全国平均
合計特殊出生率	1.61	1.35	1.15	1.17	1.53	1.31	1.73	1.36

(出典:厚生労働省 平成10～14年人口動態保健所・市区町村別統計)

③ 結婚の動向

本村では、近年の婚姻は年間平均 6 組程度、離婚は1組程度となっています。

「結婚数と離婚数」

	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
婚姻数	7	8	5	6	3	6
離婚数	1	1	1	1	2	0

(出典:奈良県統計年鑑)

本村の未婚率を全国平均と比較してみると、15歳以上では男女とも全国平均を15%以上、上回っています。35～39歳でみると、ほぼ全国平均と同じですが、20～34歳については男性で10%程度、女性で20%程度上回っており、晩婚化の傾向は見られません。

「未婚率(平成12年)の状況」

		下北山村	奈良県	全国平均
20～24歳以上の未婚率	男性	83.3	94.2	92.9
	女性	63.6	91.1	87.9
25～29歳以上の未婚率	男性	60.0	69.6	69.3
	女性	26.1	56.6	54.0
30～34歳以上の未婚率	男性	32.4	37.6	42.9
	女性	9.4	25.0	26.6
35～39歳以上の未婚率	男性	24.2	18.8	25.7
	女性	11.5	11.3	13.8
15歳以上の未婚率	男性	13.9	28.9	31.8
	女性	6.5	24.0	23.7
(参考)全国平均初婚年齢 … 男性28.8歳、女性27.0歳				

(出典:平成12年国勢調査、厚生労働省「人口動態統計」)

④ 晩婚化、少産化の動向

本村では、出生そのものが少ないこともあり、特に晩産化の傾向はみえません。

「新生児の母親の年齢階級別出生数(母子手帳の発行数による)」

	平成 6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
～19歳								1		
20～24歳	1		2	1	1	2	5	1	3	
25～29歳	5	4	7	3	7	6	3	6	3	1
30～34歳	1	2	2	4	4	8	1	1	5	5
35～39歳		1	2	1	3	1		1		1
40～44歳						1				
計	7	7	13	9	15	18	9	10	11	7
平均年齢	26.85	30.28	28.53	29.11	30.27	29.39	25.78	28.10	27.64	30.86

(出典:下北山村調べ)

⑤ 人口・児童数の将来予想

本村の人口は減少し続けると予想されますが、同様に子どもの占める割合も減少し続けると予想されます。

0～18歳人口は、平成12年度現在では189人でしたが、平成21年には134人まで減少し、1学年平均8人程度になると予想されます。

また、近くに高校・大学が無く、通学することも困難なため、高校生・大学生は村外で生活をします。そのため15歳以上の人口少なく、今後についてもこのような傾向が続くと予想されます。

「0～18歳の推計人口」

	国調人口		推 計 人 口						
	H7.10.1	H12.10.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
0歳	8	15	5	5	5	4	4	4	4
1歳	10	13	8	8	8	8	8	8	8
2歳	10	11	11	11	10	10	9	9	9
3歳	12	11	9	9	9	8	8	8	8
4歳	11	9	7	7	7	6	6	6	6
5歳	16	7	12	11	10	10	9	8	7
6歳	7	13	12	11	11	10	9	8	8
7歳	13	11	12	11	11	10	9	8	8
8歳	12	12	12	11	11	10	9	8	8
9歳	17	15	10	9	9	8	7	7	6
10歳	10	18	9	9	9	9	9	9	9
11歳	22	7	13	12	12	11	11	10	9
12歳	15	15	9	9	9	8	8	8	8
13歳	12	9	13	12	12	11	11	10	9
14歳	18	15	13	12	12	11	11	10	9
15歳	5	7	6	6	6	6	6	5	5
16歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳	3	0	0	0	0	0	0	0	0
19歳	3	4	3	3	3	3	3	3	3
計	205	193	165	158	151	144	137	130	124

	平成7年 国調人口	平成12年 国調人口	平成17年 推計人口	平成22年 推計人口
総人口	1,370	1,292	1,218	1,148
0～4歳人口比率	3.7%	4.6%	3.3%	3%
5～9歳人口比率	4.7%	4.5%	4.8%	3.3%
10～14歳人口比率	5.6%	5%	4.7%	4.1%
15～19歳人口比率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

(出典:国勢調査、下北山村調べ コーホート変化率法による推計)

## (2) 家族や地域の状況

### ① 世帯の動向

本村の平成12年度の一般世帯数は646世帯です。そのうち、6歳未満親族のいる世帯は46世帯、18歳未満親族のいる世帯は142世帯となっており、全国及び奈良県全体と比べて、その構成比はともに非常に低く、子どものいる家庭が少ない状況です。

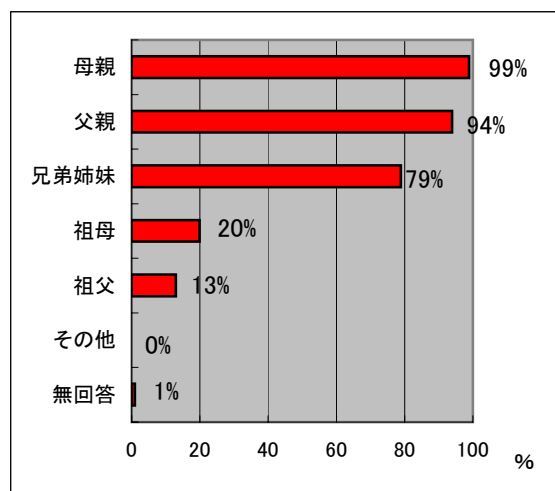
	一般世帯数	6歳未満親族のいる世帯	構成比	18歳未満親族のいる世帯	構成比
下北山村	646	46	7.1%	96	14.9%
奈良県	484,954	60,553	12.5%	152,600	31.5%
全国平均	46,782,383	5,356,379	11.4%	13,051,056	27.9%

(出典:平成12年国勢調査)

平成16年4月1日現在で小学生以下の子どもがいる世帯は98世帯あります。

アンケート結果によると、家庭での母親・父親との同居の割合は99%(母親)、94%(父親)となっています。また、祖母20%、祖父13%となっており、全体の約20%が3世帯家族であると想定できます。

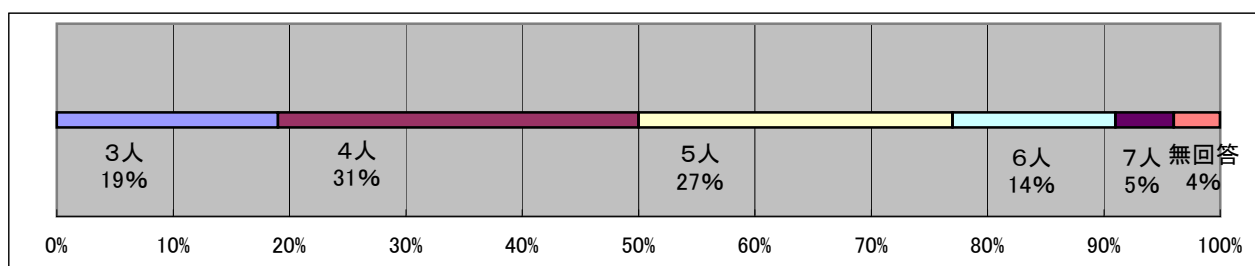
### 「小学生以下の子どもと同居する家族」



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

小学生以下の子どもがいる世帯の家族人員は、「4人」が31%と最も多く、次いで「5人」27%、「3人」19%、「6人」14%となっています。

### 「小学生以下の子どもがいる世帯の家族人員」



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)



② 就労状況

本村の就業率は48.3%と、奈良県に比べて約5%低くなっています。男性、女性を比べても、ともに約5%低くなっています。

「男女別就業率」

	総 数		男 性		女 性	
	下北山村	奈良県	下北山村	奈良県	下北山村	奈良県
15歳以上人口(A)	1,111 人	1,226,867 人	510 人	580,279 人	601 人	646,588 人
就業者数(B)	537 人	655,663 人	328 人	403,632 人	209 人	252,031 人
就業率(B/A)	48.3%	53.4%	64.3%	69.6%	34.8%	39.0%

(出典:平成12年国勢調査)

下北山村の女性の就業率を年齢別で見ると、20～29歳で約65%、30～34歳で41%と下がるものの、35歳より高くなり、45～49歳で87%と最も高くなっています。その後50歳より減少しています

「女性の年齢別就業率」

	下北山村			奈良県
	人口(A)	就業者数(B)	就業率(B/A)	就業率
15～19歳	6	2	33%	11.3%
20～24歳	11	7	64%	60.5%
25～29歳	23	15	65%	61.4%
30～34歳	32	13	41%	44.7%
35～39歳	26	17	65%	47%
40～44歳	33	27	82%	54.8%
45～49歳	38	33	87%	56.6%
50～54歳	30	21	70%	51.9%
55～59歳	50	28	56%	43%
60～64歳	59	22	37%	28.3%
65～69歳	75	16	21%	18.1%
70～74歳	73	6	8%	12.1%
75～79歳	52	0	0%	7.5%
80～84歳	50	2	4%	4.4%
85歳以上	43	0	0%	1.9%
総 数	601	209	35%	39%

(出典:平成12年国勢調査)

### ③ 産業・雇用の状況

本村は、古くから林業を基幹産業として推移してきましたが、安価な輸入材の増大や、木材需要そのものの低下などから、低迷が続いています。また、豊かな自然を活かした、「スポーツ公園」「池の平ゴルフ場」「きなりの湯」等、観光関連施設が充実しているものの、経済的な波及効果を大きく創出するまでには至っていない状況であり、村民の働く場が少なく、これも人口減少の要因となっています。

本村の就業者を産業別にみると、サービス業が最も多く、次いで建設業、卸売・小売業・飲食店となっています。

#### 「男女別就業率」

	総数	農業	林業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務
総数	537	3	32	112	25	7	26	61	6	1	218	46
男	328	2	26	91	15	4	19	16	2	1	113	39
女	209	1	6	21	10	3	7	45	4	0	105	7

(出典：平成12年国勢調査)

### ④ 地域の特性

本村は奈良県の南の山間部に位置し、主な生活圏は三重県となっています。また、近くの都市部まで距離が遠いことから、進学・就職は村外で行うことが多く、若い世代が減り、人口の減少とともに少子高齢化が進行しています。

児童数の減少等により、保育所・小学校・中学校を統合し、現在村内ではそれぞれ1か所となっています。

また、子どもの数の減少により、近所に遊び相手がいない、子ども同士の刺激や競争が少ないなど、子どもたちの健全育成等への影響が心配されます。

### (3) 子どもの状況と子育ての実態

#### ① 子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所

本村の保育所では、通園時にすべての児童に対して送迎バスを運行しています。

また、小学校の遠距離通学者に対してもスクールバスを運行しており、半数以上の児童が利用しています。これらの子どもたちは、発車時刻までは学校で過ごしています。

中学校の遠距離通学者については、奈良交通を利用しており、定期の費用については県補助金及び村補助金で負担しています。

「保育所送迎バス及びスクールバスの運行状況」

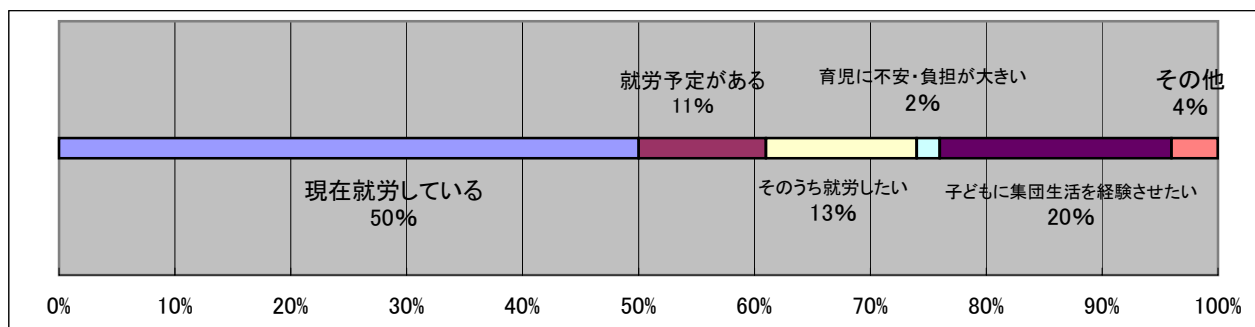
	人数	利用者数	朝		夕	
			月・火・木・金	水	月・火・木・金	水
保育所送迎バス	40	40	保育所発 8:10~20		保育所発 16:00	
小学校	65	37	スクールバス下校時の出発時間		小学校発 14:40	
			月・火・木・金	水	14:40 小学校発 15:40 16:40	

(出典:平成16年下北山村調べ)

#### ② 子育ての実態

##### (ア) 保護者の保育サービスを利用したい理由

アンケート調査結果による保護者が、保育所や放課後児童クラブなどの保育サービス等を利用したい理由としては、「就労している」が50%と最も多く、「就労予定がある」「そのうち就労したい」と合わせると、ほとんどの保護者が就労のため保育サービス利用を希望しているといえます。

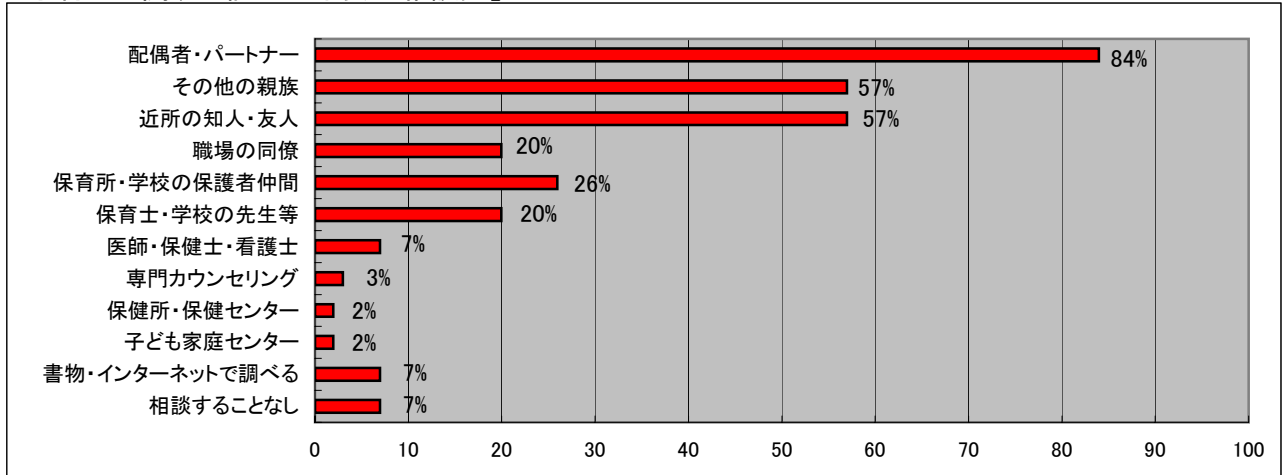


(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

(イ) 保護者の子育てに関する相談相手

アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや不安の相談相手は「配偶者・パートナー」が最も多く84%で、次いで「その他の親族」57%、「近所の知人・友人」57%となっています。

「子育てに関する悩みや不安の相談先」



(出典: 下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

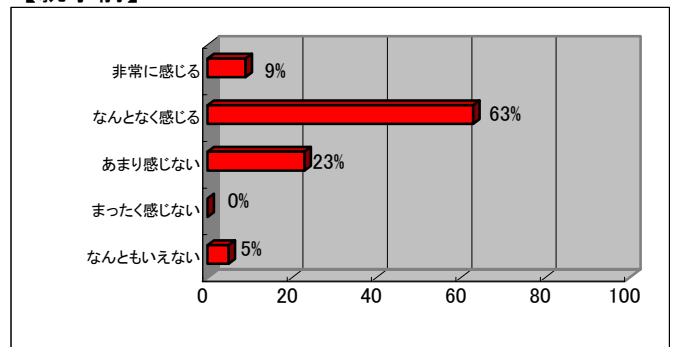
「子育てに関する不安や負担」

③ 子育てに関する保護者の意識

(ア) 子育て不安、子育ての負担感

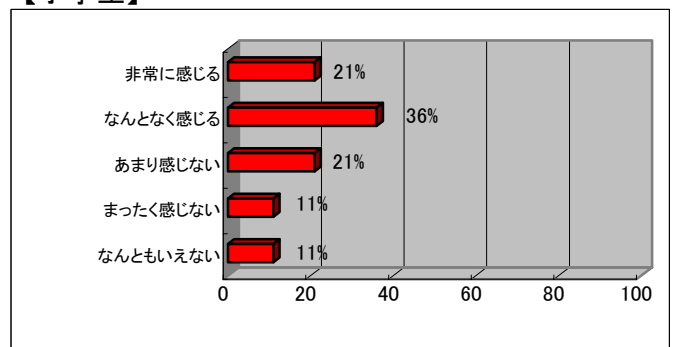
アンケート調査結果によると、就学前の子どもの保護者のうち95%が子育てに不安や、負担を感じており、小学生の子どもの保護者においては、少し減少するものの、78%の保護者が不安や、負担を感じている。

【就学前】



(出典: 下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

【小学生】



(出典: 下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや不安の内容で最も多いのは「子どもの教育に関すること」で45%、次いで「病気や発育・発達に関すること」31.7%、「子育てにかかる出費がかさむこと」30%となっています。また、8.3%が「負担に思うことは無い」と回答しています。

#### 「子育てに関する悩みや不安内容」

内 容	就学前【件数】	小学校【件数】	割合
1 病気や発育・発達に関すること。	7	12	31.7%
2 食事や栄養に関すること。	8	8	26.7%
3 子どもとの接し方に自信がもてないこと。	3	4	11.7%
4 子どもと過ごす時間が十分とれないこと。	2	6	13.3%
5 子どもの教育に関すること。	11	16	45.0%
6 子どもの友達つきあいに関すること。	4	13	28.3%
7 子どもの登所・登園拒否などの問題	0	1	1.7%
8 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと。	0	4	6.7%
9 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと。	1	4	8.3%
10 仕事の子育てについて、まわりの見目が気になること。	0	1	1.7%
11 仕事や自分のやりたいことなど、自分の時間が十分とれないこと。	8	6	23.3%
12 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと。	1	6	11.7%
13 子育てのストレス等から、子どもに手を上げるなどしてしまうこと。	4	4	13.3%
14 子育てによる身体の疲れが大きいこと。	7	4	18.3%
15 子育てにかかる出費がかさむこと。	5	13	30.0%
16 住居が狭いこと。	2	12	23.3%
17 その他。	0	2	3.3%
18 負担に思うことは無い。	0	5	8.3%

(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

#### ④ 子ども・子育てをめぐる問題の動向

いじめ、少年非行はありません。不登校の状況も、年に1件あるかどうかといった状況です。

#### 「不登校の状況」

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
小学校	0件	0件	0件	0件	0件
中学校	0	0	0	1	0

(出典:下北山村調べ)

#### (4) これまでの施策動向

母子保健計画・地域保健計画を含む『健康下北21計画』を策定し、平成15年度より、諸施策を推進してきました。

## (5) 子育て支援サービスの提供と利用の状況

### ① 保育サービス等の提供状況とニーズの動向

#### (ア) 保育所の状況

本村には、村立のへき地保育所「下北山保育所」が1か所あります。保育所では、現在、2歳半児からの保育を実施しており、40人の児童がいます。

通常の保育時間は8:30から16:30まで実施しており、平日の早朝・延長、土曜・休日保育は実施しておりません。

「下北山保育所の児童数」

定員	平成16年度児童数				
	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
50人	9人	7人	12人	12人	40人

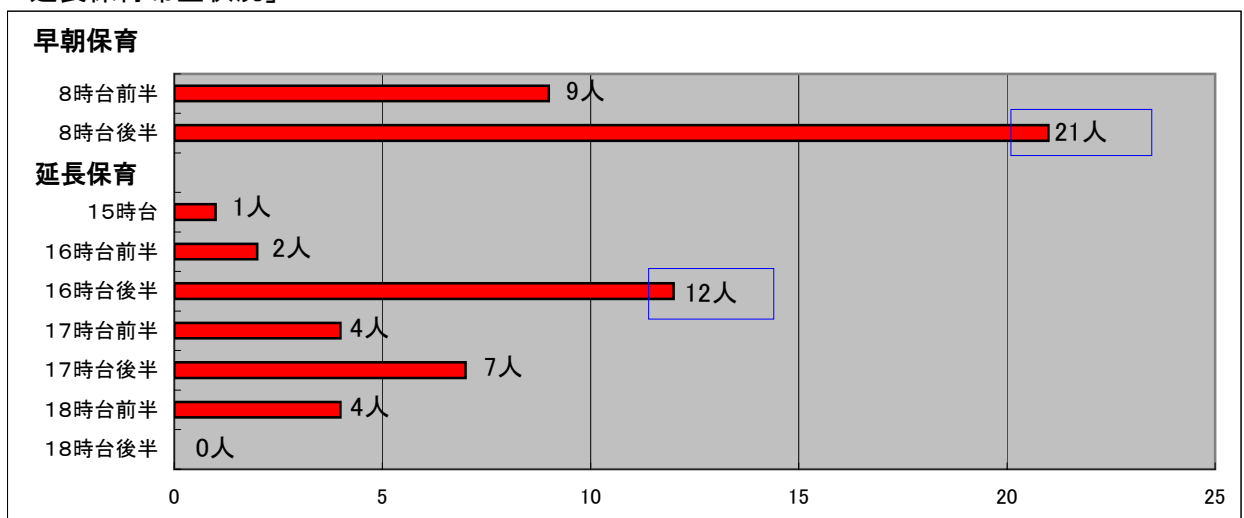
「下北山保育所の児童数」

平日保育			土曜日保育	休日保育
早朝	通常	延長		
未実施	8:30~16:30	未実施	未実施	未実施

アンケート調査では、保育サービスの希望時間帯について、下表のような結果がでています。現行の保育時間外での早朝保育を希望しているのは、8時以降で9人となっています。また、夕方の延長については約半数15人が5時以降の保育を希望しています。

特定保育事業(週2・3日の保育、午前だけ・午後だけの保育等)については、アンケート調査の結果、希望がありませんでした。

「延長保育希望状況」



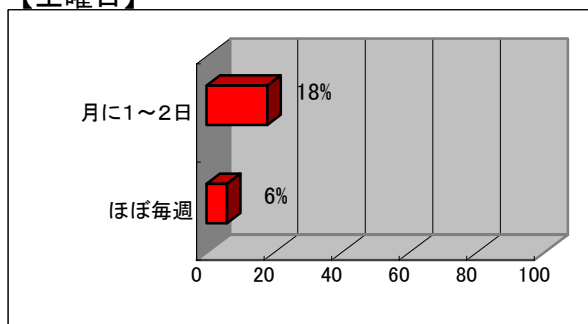
□ は現在の保育時間

(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

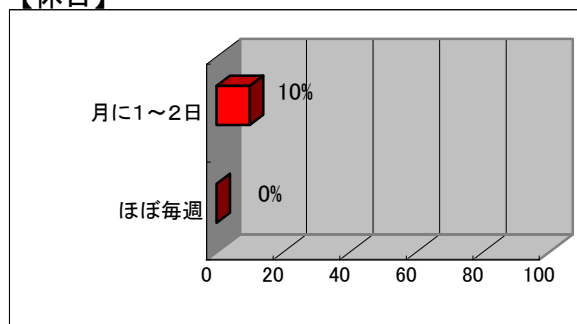
土曜日・休日の保育希望についてはアンケート調査の結果、土曜日は24%（12人）、  
休日は10%（5人）の希望があります。

「土曜日・休日の保育希望状況」

【土曜日】



【休日】



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

「希望時間」

	午前のみ	午前・午後	計
土曜日	5	7	12
休日	0	5	5

(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

入所年齢については、就労の有無に係わらず、現在2歳半からの保育を行っております。施設面において、0歳児からの受け入れ態勢ができていないため、乳児保育は実施していません。

アンケートの結果より、0歳・1歳児からの保育希望が1件ある状態です。

年間行事では、毎月実施している、身体測定・お誕生会・避難訓練の他、各種行事健康診断、虫歯予防教室、高齢者とのふれあいなども実施しています。

「保育所の年間行事(平成16年度)」

	行事名	保健計画・その他
4月	入所式	さすまた講習会(不法侵入者防止訓練)
	給食開始	
	交通安全教室	
5月	ミニ遠足	ぎょう虫検査、内科検診、歯科検診 不法侵入者防止訓練
	個人面談	
6月		虫歯予防教室
7月	お楽しみ会(七夕)	
	プール開き	
	高齢者とのふれあい体験(いこいの郷慰問)	
	水泳指導	
8月	青組夕涼み会	大掃除(保護者)
	プール指導	

「保育所の年間行事(平成16年度)」

	行 事 名	その他
9月	中学生職場体験	避難訓練(震災)
	新入児体験入所	
	運動会	
10月	10月入所式	一日児童相談 就学前歯科検診
	高齢者とのふれあい体験(いこいの郷慰問)	
	園外保育(みかん狩り)	
	健康と長寿の集い(村行事に参加)	
11月	文化展出品	ぎょう虫検査、内科検診、歯科検診 虫歯予防教室
	村祭り(自由参加)	
	桃・赤組個別懇談会	
	保育参観	
12月	クリスマス会	
	餅つき大会	
1月	110番の日(チビッコポリス)	
	黄・青組個別懇談会	
	カルタ取り大会	
	凧揚げ大会	
2月	豆まき(節分)	
	高齢者とのふれあい体験(いこいの郷慰問)	
	発表会	
3月	高齢者とのふれあい体験(いこいの郷慰問)	
	新入児体験入所	
	お別れ遠足、お別れ会	
	卒園式	

下北山保育所では、春季(4/1~4/4)、夏季(8/12~8/16)、冬季(12/27~1/7)の期間を長期閉所としていますが、アンケート調査より次のような意見が出ています。

・ 現行のままでよい。それぞれの休暇は必要。
・ 仕事を持つ親にとって休みが長すぎる。完全週休二日制もどうかと思う。
・ 春休みは必要なし。夏休みを長くしてほしい。
・ 春は入所準備もありますが休みを1日か2日にしてほしい。
・ 夏については両親が仕事の家庭もあるので保育してほしい。
・ 夏は子どもも疲れる時期なので、休みをもう少し長くしてもらいたい。
・ 夏期休暇をなくし、冬期休暇を短くしてほしい。

(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)



(イ) 幼稚園、一時預かり型保育サービスの状況。

本村では、幼稚園、一時預かり型保育サービス等は実施していません。

(ウ) 放課後児童クラブの状況

現在、本村では小学生の放課後の預かり(放課後児童クラブ)は実施していません。

放課後の児童預かりについては、次のように平日17人、土曜日は4人の希望があります。

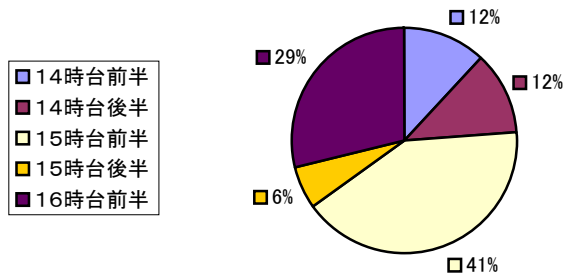
「放課後児童クラブの利用希望」

	平日	土曜日	計
利用したい	17人	4人	21人
利用希望はない	35人	34人	69人

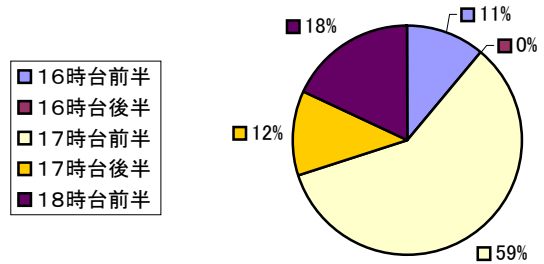
「放課後児童クラブの利用希望理由」

理 由	
現在就労している	71.5%
就労予定がある、求職中	7.1%
そのうち就労したい	14.3%
その他	7.1%

放課後児童クラブ平日利用時間(入)



放課後児童クラブ平日利用時間(退)



(出典: 下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

(エ) 認可外保育サービスの状況。

本村では、認可外保育サービス等は実施していません。

② 地域における子育て支援の状況

(ア) 地域子育てセンターの状況

本村では、地域子育てセンターを設置していません。

(イ) つどいの広場事業(育児サークル)の状況

本村では、つどいの広場事業を実施していません。

しかし、「乳幼児とその親が集い交流を図る」という同じ目的の事業として、保健センターにて「育児サークル」を実施しており、次のような内容となっています。

対象：1歳から保育所入園までの子どもと保護者

開催：年10回程度(平成15年度は6回)

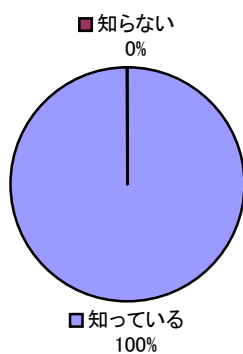
「平成15年度の内容、場所、参加者数」

	内 容	参加人数
7月	「七夕を楽しもう会」 ・歯の話 ・笹かざり作り	7組
8月	「プールで遊ぼう」 ・プール遊び	9組
10月	「秋を感じよう」 ・文化店出展作品作り	3組
12月	「クリスマスのおやつを作ろう」 ・おやつのお話	9組
1月	「みんなで豆まきをしよう」 ・鬼のお面作り ・豆まき	5組
3月	「おひなまつり会」 ・おひなさま作り ・楽器遊び	13組
	計	46組

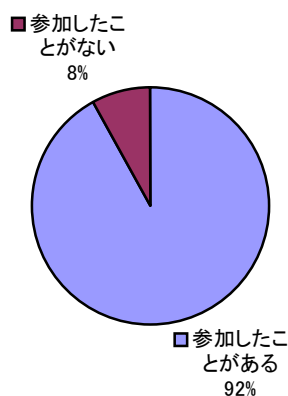
(出典：平成15年度下北山村保健事業実績報告)

「育児サークル」については、アンケート調査で次のような結果がでており、認知度や利用実績は高くなっております。

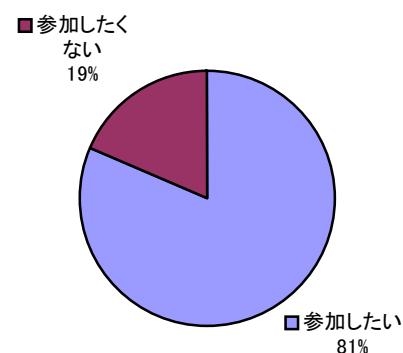
育児サークル認知度



育児サークル利用実績



今後の育児サークル参加意向



(出典：下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

また、乳幼児を持つ子育て中の親子の交流やつどいの場として、平日は保健センター開放しています。

(ウ) 子育てサロン、子育てサポーターの状況

本村では、独自に子育てサロンの開設や子育てサポーターの養成は実施していません。県により子育てサポーター要請講座が実施されています。

(エ) 子育て支援に関する活動を行うボランティアやグループ等の状況

本村では、子育て支援に関して次のような活動が行われています。

	内容等
下北山村白百合会 (母子寡婦福祉団体)	目的:会員相互の親睦、生活の安定・向上 内容:総会、役員会、親睦会、母子家庭への支援活動等
民生児童委員	活動内容: 育児サークル等を通して、児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を支援し、児童の健やかな育成に努める。

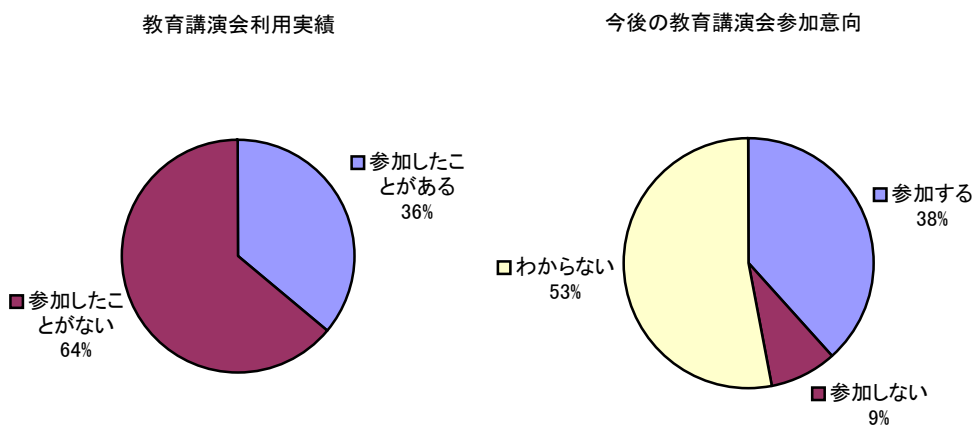
③ 学校・地域の教育環境の状況

(ア) 学校開放の状況

本村では、小・中学校とも、運動場、体育館を開放しています。

(イ) 家庭教育に関する学級・講座の状況

家庭教育学級については、教育講演会を実施しています。



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

また、本村では、自然体験や社会体験活動等、社会教育事業の一環として「ふるさと再発見」事業を実施しております。活動内容は次のとおりです。

対象：小学校1年生から中学校3年生までの希望者

開催：年7回（各月第2土曜日）

「平成15年度の内容、場所、参加者数」

	内 容	参加人数
5月	「山菜取りと魚釣り体験」	56人
6月	「ストーンアート」	64人
7月	「オール竹での炊飯と火起こし体験」	98人
8月	「木工教室」	25人
9月	「陶芸教室と親子ドッジボール」	45人
10月	「陶芸教室とゲーム大会」	43人
11月	「懐かしい食物と郷土料理体験」	77人
計		408人

（出典：平成15年度下北山村保健事業実績報告）

(ウ) 山村留学事業の状況

本村では、豊かな自然環境を生かし、昭和63年より全寮制（やまびこ寮）の山村留学を実施しています。しかし、留学生の数は年々減少し、16年度については生徒がいないため、実施していません。

「山村留学生の人数」

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
留学生人数	7人	5人	6人	7人	6人	5人	6人	2人	0人

（出典：平成15年度下北山村山村留学事業実績報告）

(エ) 中学生の乳幼児ふれあい体験

中学生が、総合学習の時間において、職場体験学習として下北山保育所で保育士の体験をしています。

(オ) 教育等に関する活動を行うボランティアやグループ等の状況。

本村では、教育に関する活動として下北山少年野球（北山スーパーモンキーズ）が活動しています。練習等を行っており、会員は現在10名います。

④ 母子保健サービスの状況

(ア) 育児教室「検診前教室」

本村では、次のような育児教室を実施しています。

対象：生後3か月～17か月の乳幼児の保護者

場所：下北山村保健センター

目的：育児に関する正しい知識の普及

「平成15年度の内容、参加者数」

	内 容		参加人数
4月	「離乳食の与え方」	・講義 ・離乳食の試食	10人
8月	「予防接種について」	・講義	12人
12月	「離乳食について」	・講義 ・離乳食の試食	13人
計			35人

(出典：平成15年度下北山村保健事業実績報告)

(イ) 新生児の訪問

本村では、乳児のいるすべての家庭を対象として訪問をして様々な不安や悩み子育て相談に応じています。また家庭が地域と孤立しないよう健全な育成環境を確保できるよう努めています。

(ウ) 虫歯予防教室

本村では、保育所及び小学校において次のような虫歯予防教室を行っています。

「平成15年度の内容、参加者数」

	実施月	内 容	場 所	対象及び参加人数
下北山 保育所	6月	・歯科講義 ・染め出し、チェック ・ブラッシング指導 ・ペーパーサート、3つの約束	下北山村 保健センター	保育園児 41名 保護者 33名
	11月	・食べ物についてのお話 紙芝居 ・染め出し、チェック ・ブラッシング指導 ・歯のお話	下北山村 保健センター	保育園児 45名 保護者 35名
下北山 小学校	6月	・歯科衛生士よりより歯科の講義 ・染め出し、ブラッシング指導	下北山小学校	小学生徒 67名

(出典：平成14年度下北山村保健事業実績報告)

(エ) 乳幼児の健康診査の状況

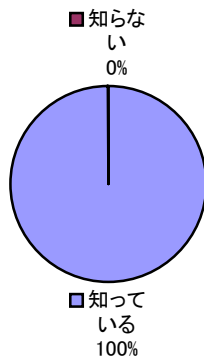
本村では、乳幼児の健康診査は、次のように実施しています。

「健康診査内容」

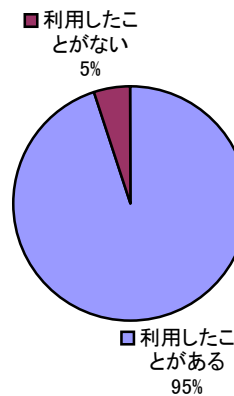
	内 容	対 象	開催場所	開催回数
乳 幼 児 健 康 診 査	問診、身体計測、内科診察、 歯科・栄養・育児・家庭育児相談 等	生後3か月から 1歳6か月まで の児童	下北山村 保健センター	年間 3回
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	問診、身体計測、検尿、内科・ 歯科診察、歯科・栄養・育児・ 家庭育児相談等	1歳6か月から 2歳まで の児童	下北山村 保健センター	年間 2回
3 歳 児 健 康 診 査	問診、身体計測、検尿、内科・ 歯科診察、歯科・栄養・育児・ 家庭育児相談等	3歳から 4歳まで の児童	下北山村 保健センター	年間 2回

(出典:下北山村調べ)

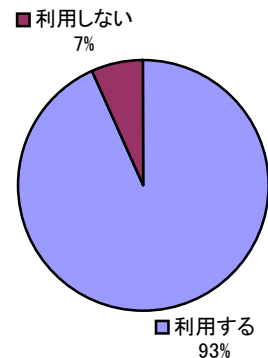
乳幼児健康診査認知度



乳幼児健康診査利用実績

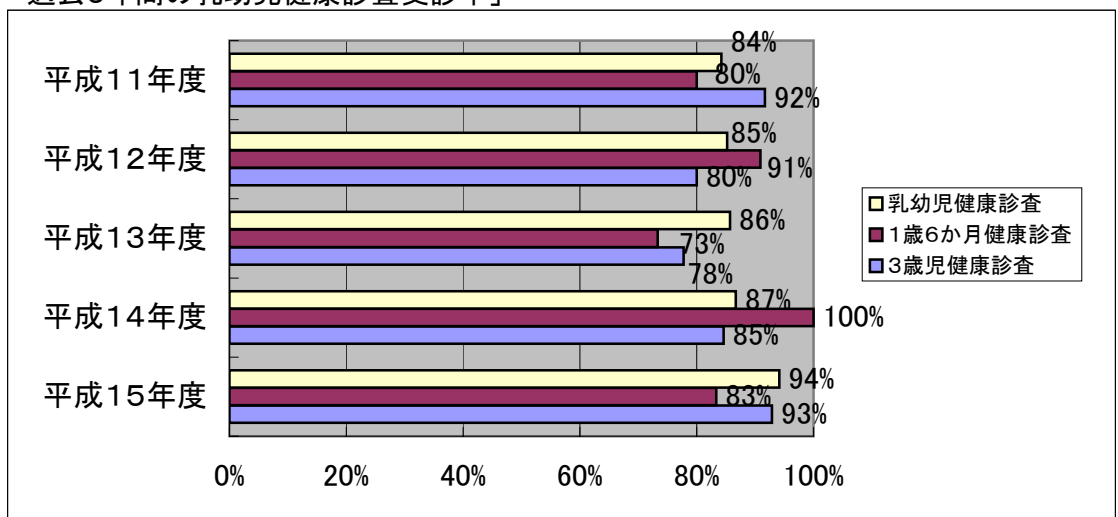


乳幼児健康診査参加意向



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

「過去5年間の乳幼児健康診査受診率」



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

⑤ 子育てを支援する生活環境整備の状況

アンケート調査では、生活環境に関して、次のような意見が出ています。

「生活環境(道路、公園、交通機関など)について」

内 容	件数
・ 公園等の屋外施設の整備。	13人
・ 保育所等の園庭開放の充実。	4人
・ 集いの場等の屋内施設の整備。	7人
・ オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、「子育てバリアフリー化」に取り組む。	8人
・ 子育てに困ったときの相談体制の充実。	3人
・ 子育て支援に関する情報提供の充実。	3人
・ 子育て中の親の仲間づくりや親子教室の開催回数の増と内容の充実。	5人
・ 子育てサークル活動への支援を充実する。	2人
・ 保育所、放課後児童クラブ等の施設を増やす。	10人
・ 気軽に利用できるNPO等による保育サービスを行う。	4人
・ 安心して医療機関を利用できる体制の整備。	11人
・ 住宅面での配慮・支援に取り組む。	2人
・ 企業に対して職場環境の改善を働きかける。	1人
・ 子育てについて学べる機会をつくる。	3人

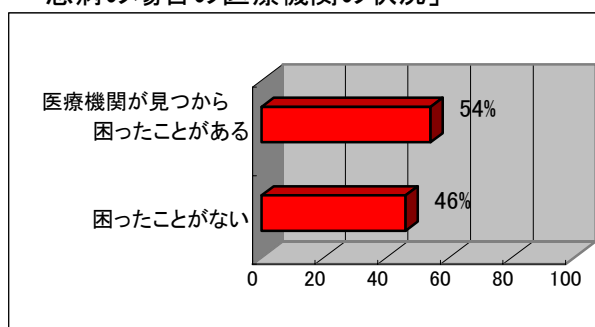
(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

(ア) 医療機関の状況

本村には診療所が1か所ありますが、平日の午前中の受付となっています。また、緊急時の診療も可能ですが、医師不在の場合、近くの総合病院まで車で1時間かかります。(車で30分以内には3か所の診療所があります。)

急病の場合の医療機関について、「医療機関が見つからず困ったことがある」と回答した人が半数を超えている。

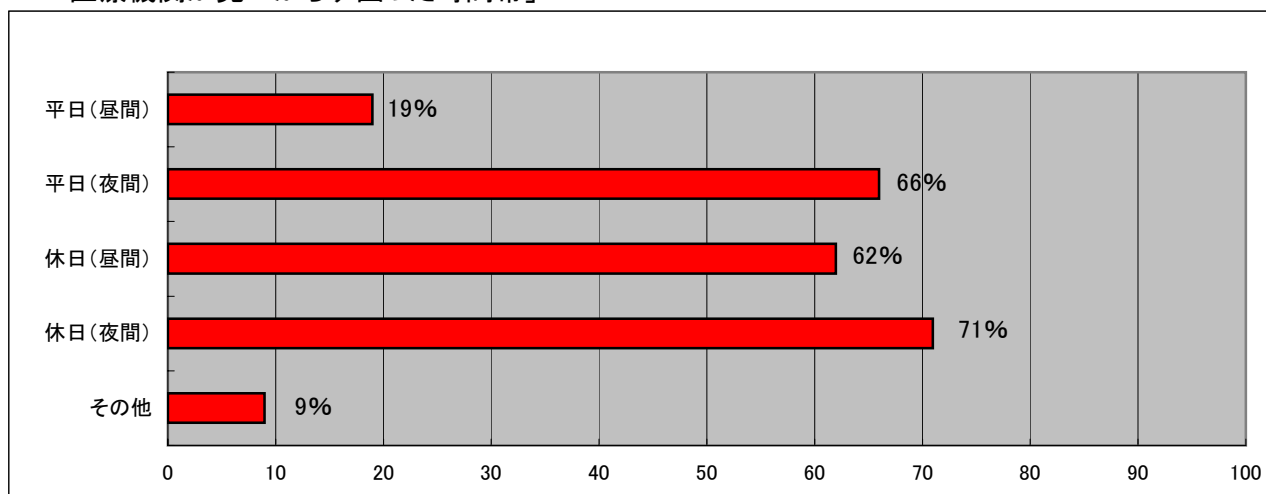
「急病の場合の医療機関の状況」



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

また、医療機関が見つからず困ったことがある時間帯については、「休日の夜間」が71.4%と最も多く、ついで「平日の夜間」が66.7%、「休日の昼間」が61.9%となっています。

#### 「医療機関が見つからず困った時間帯」



(出典:下北山村次世代育成支援に関するアンケート調査結果)

#### ⑥ 子ども等の安全性の確保の状況

##### (ア)交通安全教室・防犯教室

交通安全教室については、保育所、小学校において年に3～4回実施。中学校においては防犯を中心に実施。また、上・下北山村合同で保育園児、小学生を対象にチャリンピック(交通安全教室)を年に1回実施。

小学校入学時に寄贈された黄色のランドセルカバーを配布。

##### (イ)「子ども110番の家」(緊急避難場所)の設置

子ども110番の家を、村内40か所に設置しています。

##### (ウ)保育所、小・中学校の防犯についての取り組み

保育所、小・中学校に刺股を配布し訓練を実施しています。また、防犯マニュアルを小・中学校では作成済み。保育所については今後検討し作成予定。



⑦ 子育て家庭に対する経済的支援の状況

本村では子育て家庭に対して、次のような経済的支援を行っています。

<b>児童手当</b>	<p>対 象：小学校第3学年修了前の児童を養育している人（ただし所得制限あり）。</p> <p>手当月額：第1・2子／5,000円、第3子以降／10,000円。</p>
<b>児童扶養手当</b>	<p>対 象：父と生計をともにできない児童や、父が重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童の母あるいは母に代わってその児童を養育している人。児童とは18歳に達する日以降最初の3月31日までの人。心身に一定の障がいがある場合は20歳まで（ただし所得制限あり、老齢福祉年金以外の公的年金受給者を除く）。</p>
<b>特別児童扶養手当</b>	<p>対 象：20歳未満の、身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童を養育している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人（ただし、所得制限あり、児童が児童福祉施設等に入所した時及び障がいによる公的年金を受けられる時を除く）。</p>
<b>乳児医療費助成</b>	<p>対 象：扶養義務者が村内に住む1歳未満の乳児（ただし、扶助義務者について所得制限あり）。</p> <p>補助内容：乳児が健康保険証を使って医療費を受けた時に負担した医療費を助成。ただし、入院時にかかる食事費用・保険外費用を除く。</p>
<b>幼児医療費助成</b>	<p>対 象：扶養義務者が村内に住む1・2歳の幼児（ただし、扶助義務者について所得制限あり）。</p> <p>補助内容：乳児が健康保険証を使って医療費を受けた時に負担した医療費を一部助成。ただし、一部負担金が必要。</p>
<b>村幼児医療費助成 【村が独自に実施】</b>	<p>対 象：扶養義務者が村内に住む1.2歳の幼児（ただし、扶助義務者について所得制限あり）。</p> <p>補助内容：幼児医療費助成制度で支払った一部負担金を助成。ただし、入院時にかかる食事費用・保険外費用を除く。</p>
<b>母子医療費助成</b>	<p>対 象：母子家庭の母と18歳未満の児童（ただし、所得制限あり）。</p> <p>補助内容：健康保険証を使って医療を受けた時に負担した医療費を助成。ただし、入院時にかかる食事費用・保険外費用を除く。</p>
<b>チャイルドシート 購入費補助事業 【村が独自に実施】</b>	<p>対 象：チャイルドシート新規購入者。</p> <p>補助内容：チャイルドシート購入費の1/2を助成。ただし上限額10,000円まで。子ども1人につき1回限り助成。</p>

平成17年3月現在

<b>赤ちゃん誕生祝金</b> 【村が独自に実施】	対 象：村内に3か月以上在住している父母より生まれ、生後1か月を経過した赤ちゃん。 補助内容：赤ちゃん1人につき50,000円を支給。
<b>下北山村奨学規程</b> 【村が独自に実施】	対 象：高等学校程度以上の学校（高校・大学・専門学校など）に在学する学生。 補助内容：月額15,000～20,000円の範囲内で貸与。貸与年限は3年以内。

平成17年3月現在

⑧ その他、子育て支援に関連する事業等の状況

(ア) 一日児童相談

本村では、高田こども家庭相談センターの相談員による一日児童相談会を年に一回実施しています。

「一日児童相談実績」

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
相談件数	4件	7件	5件

(出典:下北山村調べ)

(イ) 母子・父子家庭への支援状況

本村には、下北山村白百合会(母子寡婦福祉団体)【会員約20名】があり、2年に1回の旅行、年1回の総会等を実施しています。また、クリスマスには母子・父子家庭に対してケーキの配送を行うなど、支援を行っています。

(ウ) 要保護児童などの状況

障害児は、現在、保育所に1人、小学校に2人在籍しています。保育所についてはその他の子どもたちと同様に保育を実施しています。

### 3 現状、意向、問題点等のまとめ

以上の現状などを、計画策定指針での「計画すべき項目」等に即して整理すると、次のようになります。

「現状、意向、問題点等の整理」

※「意向及び平成21年度の予測」は、平成16年実施の「川上村次世代育成支援に関するアンケート調査」の結果を用いています。

概況の整理項目及び 計画策定指針の「計画すべき項目」	現状 (特記のない限り平成16年度の現状)	意向及び平成21年度の予測 (意向は○、予測は□で表現)	問題点・傾向																																																																								
<b>児童数の動向</b>	平成12年10月1日国勢調査人口 <table border="1" data-bbox="961 415 1377 632"> <tr><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr> <tr><td>8人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>12人</td><td>11人</td><td>16人</td></tr> <tr><td>6歳</td><td>7歳</td><td>8歳</td><td>9歳</td><td>10歳</td><td>11歳</td></tr> <tr><td>7人</td><td>13人</td><td>12人</td><td>17人</td><td>10人</td><td>22人</td></tr> <tr><td>12歳</td><td>13歳</td><td>14歳</td><td>15歳</td><td>16歳</td><td>17歳</td></tr> <tr><td>15人</td><td>12人</td><td>18人</td><td>5人</td><td>1人</td><td>0人</td></tr> </table>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	8人	10人	10人	12人	11人	16人	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	7人	13人	12人	17人	10人	22人	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	15人	12人	18人	5人	1人	0人	□平成21年4月1日推計人口(コーホート変化率法により推計) <table border="1" data-bbox="1881 415 2297 632"> <tr><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr> <tr><td>4人</td><td>8人</td><td>9人</td><td>8人</td><td>6人</td><td>9人</td></tr> <tr><td>6歳</td><td>7歳</td><td>8歳</td><td>9歳</td><td>10歳</td><td>11歳</td></tr> <tr><td>9人</td><td>9人</td><td>9人</td><td>7人</td><td>9人</td><td>11人</td></tr> <tr><td>12歳</td><td>13歳</td><td>14歳</td><td>15歳</td><td>16歳</td><td>17歳</td></tr> <tr><td>8人</td><td>11人</td><td>11人</td><td>6人</td><td>1人</td><td>0人</td></tr> </table>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	4人	8人	9人	8人	6人	9人	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	9人	9人	9人	7人	9人	11人	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	8人	11人	11人	6人	1人	0人	○ 子どもの数は、全年齢で減少すると予測される。
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳																																																																						
8人	10人	10人	12人	11人	16人																																																																						
6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳																																																																						
7人	13人	12人	17人	10人	22人																																																																						
12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳																																																																						
15人	12人	18人	5人	1人	0人																																																																						
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳																																																																						
4人	8人	9人	8人	6人	9人																																																																						
6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳																																																																						
9人	9人	9人	7人	9人	11人																																																																						
12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳																																																																						
8人	11人	11人	6人	1人	0人																																																																						
<b>出生数、合計特殊出生率、婚姻等の動向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出生数は過去10年間平均11.2人/年。</li> <li>○ 平成10～14年の平均合計特殊出生率(一人の女性が産む子供の数)は1.61と全国平均の1.36を上回る。</li> <li>○ 近年の婚姻数は年間6組程度。</li> <li>○ 未婚率は、35～39歳では男女ともほぼ全国平均と同じ。20～34歳では女性は全国平均を20%程度、男性は6%程度上回っている。</li> <li>○ 平成15年の平均出産年齢は30.86歳。</li> </ul>		○ 親になる世代自体が少ない状況にあるが、未婚率は全国平均に比べて低い。																																																																								
<b>家族の状況や地域の特性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6歳未満の親族のいる世帯の割合は7.1%と、奈良県の12.5%より非常に少ない。</li> <li>○ 小学生以下の子どもがいる世帯の約20%が3世代家族と想定できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもがいる家庭が少ない。</li> <li>○ 小学生以下のいる世帯の約20%が3世代家族。</li> </ul>																																																																								
<b>就労等の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業率は男女とも奈良県全体より低い。</li> <li>○ 女性の年齢別就業率は、20～29歳が65.0%と高く、その後30～34歳の41.0%に下がるものの45～49歳で87.0%と最も高くなっており、奈良県全体と比べると、30歳以上の就業率が高い。子育て後の再就職の割合が高いといえる。</li> </ul>		○ 働きながら子育てをする母親が多いので、こうした家庭への保育サービス等の充実が必要。																																																																								
<b>地域の特性</b>	○ 人口減少、少子高齢化が進み、子どもの数も非常に少ない。		○ 子どもの数が少ないことで生じる影響等に配慮することが必要。																																																																								
<b>子どもの居場所</b>	○ 保育所、小中学校に通う子どもたちのほとんどが、スクールバスを利用しており、発車時刻まで学校で過ごしている。小学生の発車時刻は、水曜以外は14:40～16:40発、水曜日は14:40発。		○ スクールバスの時間に合わせた帰宅時間となっており、特に水曜日は小学校 14:40 発車と帰宅時間が早い。																																																																								
<b>子育ての実態、保護者の意識</b>	○ 保護者が保育サービスを利用したい理由の5割は「就労しているから」、2割は「そのうち就労したいから」		○ 働きながら子育てをする母親や家庭への保育サービス等の充実が必要。																																																																								
<b>子ども等をめぐる問題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ、少年非行はなし。</li> <li>○ 不登校は、過去5年間では、平成15年に中学校で1人。</li> </ul>		○ 不登校などをなくしていくことが必要。																																																																								
<b>(1)地域における子育ての支援</b>																																																																											
<b>通常保育事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下北山保育所1箇所を実施 開所時間:8:30～16:30</li> </ul> <table border="1" data-bbox="884 1493 1377 1558"> <tr><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>9人</td><td>7人</td><td>12人</td><td>12人</td><td>40人</td></tr> </table>	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	-	-	9人	7人	12人	12人	40人		○ 現在実施していない0歳児、1歳児のニーズが1件ある。																																																										
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																																					
-	-	9人	7人	12人	12人	40人																																																																					
<b>延長保育事業</b> ※延長保育事業は正式には11時間以上の延長(国規定)を指しますが、ここでは通常的に延長保育と称している8時以前(前延長)、16時以後(延長)の保育を記述しています。	○ 延長保育事業は実施していない。	アンケート調査より <input type="checkbox"/> 推計ニーズ量は、下記の通り。 <table border="1" data-bbox="1584 1619 2297 1711"> <tr><th colspan="5">延長</th><th>前延長</th></tr> <tr><td>～17:00</td><td>～17:30</td><td>～17:30</td><td>～17:30</td><td>18:00～</td><td>8:00～</td></tr> <tr><td>12人</td><td>4人</td><td>7人</td><td>4人</td><td>-</td><td>9人</td></tr> </table>	延長					前延長	～17:00	～17:30	～17:30	～17:30	18:00～	8:00～	12人	4人	7人	4人	-	9人	○ 現在実施していないがニーズがあり、今後検討の必要がある。																																																						
延長					前延長																																																																						
～17:00	～17:30	～17:30	～17:30	18:00～	8:00～																																																																						
12人	4人	7人	4人	-	9人																																																																						
<b>休日保育事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日曜・祝日の保育は実施していない。</li> <li>○ 土曜日の保育は実施していない。</li> </ul>	アンケート調査より <input type="checkbox"/> 就学前児童の休日保育事業の推計ニーズ量は、12人だった。 <input type="checkbox"/> 就学前児童の土曜日保育事業の推計ニーズ量は、5人だった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在実施していない。休日と土曜日の保育ニーズは月1・2回の実施希望者も含めると17名いる。</li> <li>○ 保育士の人数等を考慮すると、現段階での実施は困難である。</li> </ul>																																																																								

計画策定指針の「計画すべき項目」	現状 (特記のない限り平成16年度の現状)	意向及び平成21年度の予測 (意向は○、予測は□で表現)	問題点・傾向
<b>夜間保育事業</b> ※宿泊を除き午後8時を越え、午前2時までの時間帯の全部又は一部を含む保育事業	実施していない	アンケート調査より ○ 18:30以降に、保育所において預かりを希望する児童数は0人だった。	○ニーズはない。
<b>一時保育事業</b> ※保護者の断続的・短時間の就労や、保護者の疾病等により一時的に保育に欠ける保育園の入所基準の対象とならない就学前の児童に対し、保護者によって一時的に保育する事業	実施していない  (へき地保育所であるため、親の就労状況に関係なく、入所基準を満たしていれば保育所にて現在保育を実施している。)	アンケート調査より ○ 過去1年間で、緊急の用事で就学前児童を預けなければならなかったことがある人は約50%で、そのうち60%のひとが「親族・知人」に預けている。 ○ 「今後、緊急の用事で子どもを預けなければならなかった場合の預け先は？」との間に「保育施設等」と回答した人は13人で約50%の希望がある。	○ 現在実施していない。しかし、ニーズ結果より13人の希望がある。
<b>特定保育事業</b> 保護者がパート等により保育が困難な就学前児童に対して、週2、3日程度または午前中か午後のみ柔軟な保育を行うもの	実施していない	アンケート調査より ○ 週2、3日程度または午前中か午後のみ保育希望がなし。	○ ニーズはない。
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> 地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織	実施していない	アンケート調査より ○ ファミリーサポートセンターを必要とする人数14人(35%)。 ○ 援助を受けたい人は14人で「子どもを預かることに協力できる」と回答した人は7人。	○ 現在実施していないが会員希望者は少なくとも14人いる。 ○ 「預けたい」人数に対して、「預かることに協力できる」と答えた人数が少ない。
<b>つどいの広場事業</b> 主に乳幼児(0～3歳)をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う。事業の実施は、原則週3日以上	実施していない ○ ただし、「乳幼児とその親が交流する」という同内容の事業として「育児サークル」事業を実施している。 実施状況：平成15年度は保健センターにおいて年6回開催。延べ46組の親子が参加 対象者：1歳から保育所入園までの子供と保護者	アンケート調査より ○ 認知度：知っているー100% ○ 利用経験度：利用経験ありー92% ○ 今後の利用希望：利用したいー81%	○ 認知度や利用経験度が高い。また対象者が0～3歳児程度であることを考えると、利用希望も多く、また、少子化の中地域での孤立化の防止や相談窓口、子育て情報の発信という点からも21年度までには、現在の育児支援事業をさらに拡充して子育て支援拠点の設置という形で取り組む。
<b>子育て短期支援事業(ショートステイ事業)</b> 7日間を限度に24時間児童を児童福祉施設で預かる事業	実施していない	アンケート調査より □ 過去1年間で、緊急の用事で小学生以下の子どもを泊まりがけで預けなければならなかったことがある人は約10人(25%)で、そのうち9人が「親族・知人」に預けている。	○ 現在実施していない。しかし、ニーズ結果より10人の希望がある。 ○ 「親族・知人」に預けることについては、困難ではないとの結果が出ている。 ○ 保育士の人数等を考慮すると、現段階での実施は困難である。
<b>子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)</b> 共働きや残業などで帰宅が遅い家庭の子どもを夕方から預かる事業(6か月以内で、1日当たり4時間を限度とし、午後2時～10時までの間預かる事業)	実施していない	アンケート調査より ○ 18:30以降に、保育所において預かりを希望する児童数は0人だった。	○ ニーズはない。
<b>乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(派遣型))</b>	実施していない	アンケート調査より □ 過去1年間で、就学前児童が病気で保育園等を休まなければならなかったことがある人は約29人(75%)で、そのうち11人が父親・母親が仕事を休み、7人が「親族・知人」に預けている。うち、預けることが「非常に困難」が2人、「どちらかという困難」が8人。	○ 現在実施していないがニーズがある。 ○ この事業を派遣型で行うには、保育士等の新たな確保が必要であるため、非効率的である。
<b>乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(施設型))</b>	実施していない		
<b>放課後児童健全育成事業</b>	実施していない	アンケート調査より □ 放課後の預かりの推計ニーズ量は、平日の希望については17人(52人中)、土曜日については4人(34人中)の希望がある。 利用希望理由は就労しているため71%である。	○ 現在実施していないがニーズがある。 ○ 土曜日のニーズ量は少ない。
<b>地域子育て支援センター事業</b>	実施していない		○ つどいの広場と合わせて21年度までに子育て支援への明確な拠点施設の設置を図る。
<b>(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b>			
<b>乳幼児健診の充実</b>	平成15年度の実績は、次の通り ・ 乳幼児健診(受診率94%) ・ 1歳6ヶ月健診(受診率83%) ・ 3歳児健診(受診率93%)		○ 受診率は高い。

計画策定指針の「計画すべき項目」	現状 (特記のない限り平成16年度の現状)	意向及び平成21年度の予測 (意向は○、予測は□で表現)	問題点・傾向
食に関する学習の機会の充実	○ 親子料理教室を開催している。		○健全育成には食育等への取り組みも必要。
性に関する正しい知識の普及	○ 小中学校の授業で実施している。		○継続して取り組むことが必要。
新生児の訪問	○母子保健法に基づき新生児訪問と同時に保健指導を実施している。		○過疎化と少子化の影響は、母子の地域での孤立を生んでおり、母親の不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報を伝えることが必要。
<b>(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>			
子育てサポーターの養成、配置 核家族化、少子化が進む中で、子育てに悩み孤立する親たちを支え、地域の子育てをサポートする。	実施していない 県により、子育てサポーター養成がなされている。		○県の取り組みを活用していくことも必要。
中学生等の乳幼児ふれあい体験の充実	○ 中学生は、総合学習の時間において、職場体験学習として下北山保育所で保育士を体験している。		○継続して取り組むことが必要。
家庭教育学級・講座の開催	○ 総会や授業参観、教育講演会などを実施している。		○家庭での教育も大切であり、継続して取り組むことが必要。
親子による交流・自然体験学習の開催	○ 「ふるさと再発見事業」を実施。		○ 子どもの数が少ないので、子ども同士や親子同士の交流機会が少ないため、一層の充実が必要。
<b>(4)子育てを支援する生活環境の整備</b>			
公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用	○ 本村においては、優先入居制度はありません。 (世帯用の住宅 約60か所)		○ 子育て家庭への住宅支援の継続。
医療機関の診療体制の充実	○ 診療所が1か所あり、平日の午前中のみ受付をしている。		○ 平日の夜間、休日の昼間・夜間の受診ニーズがある。
<b>(5)職業生活と家庭生活との両立の推進</b>			
「働き方の見直し」セミナー等の開催	実施していない		○ 村の規模から考えて、村では行わず、県等による事業を活用していくことが適切。
就労支援制度の普及啓発	実施していない		○ 村の規模から考えて、村では行わず、県等による事業を活用していくことが適切。
<b>(6)子ども等の安全の確保</b>			
交通安全教室の開催、防犯指導の実施	○ 保育所、小学校で年に3～4回交通安全教室を実施。中学校については防犯指導を中心に実施。また、上北山と合同でチャリンピック(交通安全教室)を年に一回実施。		○ 子どもたちへの安全教育の継続が必要。
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進	○ 実施している。設置は村内40か所となっている。		○ 子どもたちへの安全性の確保の継続が必要。
保育所、小・中学校における防犯促進状況	○ 小・中学校については、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」作成済み。保育所については、今後検討し、作成予定。		○ 子どもたちへの安全性の確保の充実が必要。
<b>(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組みの促進</b>			
虐待防止の活動の推進	○ これまで虐待の事例はとくにない。		○ 発生時に備えて、児童相談所等との連携が必要。
母子家庭等に関する相談体制の充実	○ 県事業による母子福祉員が1名いる。		○ 相談体制の継続が必要。
<b>(8)その他、子育て支援に必要な施策</b>			
子育てを支援する生活環境の整備	○ 公園等の身近な場所での遊びの整備を求める人が多い。		○ 身近な場所での遊び場、雨天時の遊び場の確保が必要。
子育て支援や教育等に関する活動を行うボランティア・グループ等への支援	○ 下北山村白百合会、民生児童委員、PTA等が活動している。		○ 地域での子育て支援を充実するため団体やボランティア等との一層の支援や連携が必要。

## 4 . 下北山村の今後の次世代育成支援に関する課題

本村では、少子高齢化が顕著に進んでおり、児童数が減少し続けています。

現在、村内においては保育所、小学校、中学校がそれぞれ1か所ありますが、小学校においては数年後には複式学級となる状況にあります。全国平均と比べ、未婚率は低くなっていますが、親となる世代の人口が減少しており、今後も一層の少子化が進行すると予想されます。

子どもの数が少ないことにより、保育所から中学校卒業まで同じクラスメートとなり、新しい出会いが無く、子ども同士の刺激や競争が少ない、近所に遊び相手がいないため保護者の送迎がないと友人と遊べないなど、子どもたちの健全育成への影響が心配されるとともに保護者の負担も多くなっています。

そこで、今一度、本村の明日を担う子どもたちの育成支援施策の一層の充実を図ることが必要であり、次のような課題に取り組んでいくことが求められています。

### (1) 子育てへの負担、不安、悩みの解消と、子育てと仕事が両立しやすい環境づくり

小学生以下の児童のいる家庭のうち、三世代居住の家庭は約20%であり、家庭内で子育てを手伝ってもらったり、相談することができない状況の保護者も多いといえます。そうした中、通園、通学の際、保育所においては送迎バス、小学校はスクールバス、中学校は奈良交通を利用している子どもが多く、この運行時間に合わせて帰宅するため、授業終了時間の早い水曜日は午後14:40発の便で帰宅しています。こうした状況では、仕事や急な用事などでの外出ができにくいなど、保護者への負担が多くなっています。

また、子どもの数が少ないことから、子どもを持つ保護者も少なく、同じ悩みを相談しあうなど、保護者同士の交流の機会も少ない状況にあります。

こうした状況への対応として、次のような「子育て」支援に係る施策の継続や充実が必要です。

### ① 保育ニーズへの対応

<施策の推進例>

<ul style="list-style-type: none"><li>・保育園での保育サービスの充実。</li><li>・学童保育などの放課後児童健全育成事業について検討する。</li><li>・ファミリーサポートセンター等、共助による子育て支援システムの検討 など。</li></ul>
---

## ② 子育て中の親などが集い何で話し合いができる機会や、保健センター等において、いつでも気軽に相談できる体制の充実

<施策の推進例>

- ・保健センターで開催している育児サークルの充実。
- ・保健センターにおける子育て相談体制の充実。
- ・民生児童委員等による相談体制の継続 など。

## ③ 県や国の施策も有効に活用した子育てと仕事が両立しやすい環境づくり

<施策の推進例>

- ・育児休業を取得しづらい等の職場環境の改善。
- ・男性中心の働き方の見直し。
- ・男女共同参画社会の確立のための意識の高揚 など。

### (2) 子どもたちが健全に育っていく環境づくり

子どもたちが健全に育つには、まず、健康であることが基本です。近年の子どもたちにおいては、夜更かしの傾向があったり、朝食を食べないなど、食生活が乱れてきているなどの指摘もされており、今後も検診や健康づくりなどへの取り組みの充実が必要です。

全国的に、青少年による犯罪の凶悪化、犯罪の低年齢化の傾向があり、ひきこもりなども増加しています。その原因には、少子化や異年齢の子どもとの遊び経験の減少、親自身が子育てに未熟であること、親や先生以外の大人との交流が少なくなってきたことなどが指摘されています。こうした問題が起こらないように、今後も、豊かな自然の中、学校家庭、地域が連携して、子どもたちが、自らの人生を自らで切り開き、人間性や社会性などを備え、生きる力を体得していけるようにすることが必要です。

さらに、児童虐待、育児放棄など、子どもの権利の侵害が社会的な問題として取り上げられるようになり、平成12年の児童虐待防止法の制定以降、テレビ等メディアの影響もあって、通告や相談も多くなっているようです。これまでのところ本村ではこうした問題は起こっていませんが、子どもたちの変化に、周囲がいち早く気づき、関係機関との連携により円滑に解決へと進めていける体制を整えておくことも必要です。

また、子どもを狙った凶悪犯罪が報道され、本村においても保育所、小・中学校に刺股を配布し、保育士、教員を対象とした訓練の実施、小学校においては、警察署との連携による不法侵入防止訓練の実施、通学時や日常の安全確保のための子ども110番

の家の設置などを進めています。今後もこうした取り組みを含め、子どもたちが安心して、安全に活動できる環境を整えていくことが求められています。

こうした状況への対応として、次のような「子育て」支援に係る施策の継続や充実が必要です。

### ① 母子の健康づくりへの支援

<施策の推進例>

- ・各種検診の徹底。
- ・規則正しい生活や、正しい食生活の啓発 など。

### ② 健やかな子どもたちを育む教育環境づくり

<施策の推進例>

- ・家庭教育学級(教育講演会)の参加促進。
- ・「ふるさと再発見」事業等交流・自然体験学習の継続。
- ・山村留学事業の充実 など。

### ③ 要保護児童などへのきめ細やかな取り組みの推進

<施策の推進例>

- ・虐待等、児童の保護が必要となった場合へのきめ細やかな対応。  
(児童相談所などの関係機関との連携体制の確立) など。

### ④ 子どもたちにも安全で快適な環境づくり

<施策の推進例>

- ・子どもの遊び場の充実。
- ・子どもたちへの安全教育、防犯指導等の継続。
- ・緊急避難場所(子ども110番の家)の設置継続などによる安全確保 など。



### (3) 地域全体での子育て・子育て支援体制の確立

(1)、(2)の課題へ向けた取り組みを進めていくには、役場や保育所、小・中学校だけでなく、地域の人々の協力が必要不可欠です。本村においてはボランティア活動の実施が少なく、今後、活動しやすい環境の整備、また、相互の連携をもとに広がり、一層、充実できるような施策が必要です。

さらに、地域の高齢者は、生きる力を体得し、子育ても経験してきた人が多く、子どもにとっても、子育て中の親にとっても頼りがいのある存在であり、こうした豊かな人材を活用していけるような仕組みづくりも必要です。

本村では、子どもが少ないからこそ、一人ひとりに適した柔軟な対応が可能であり、こうした点も活かして、より良い人間形成への支援ができるように、地域全体で取り組んでいく必要があります。

#### ① 地域全体で、子育て、子育てを支援する体制の確立

<施策の推進例>

- ・ファミリーサポートセンター等、共助による子育て支援システムの確立(再掲)。
- ・親子による交流・自然体験活動の継続(再掲)。
- ・地域ぐるみでの子育て支援体制づくり など。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 1. 基本的な視点

本計画の策定及び推進にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

#### (1) 子どもの視点

世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いから国際連合で採択された「子どもの権利条約」を守って子どもの様々な権利を擁護することが求められており、本計画においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するものとします。

また、子どもたちは次代の親となるものであり、長期的視点に立ち、豊かな人間性の育成への取り組みを進めます。

#### (2) 子育てをする保護者の視点

親などの保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識とともに、子育ての喜びを実感できるような取り組みを進めます。

子育てする保護者の視点に立って、きめ細やかに対応ができるように、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

#### (3) 地域ぐるみの視点

子どもは地域社会を構成する重要な一員であり、国や県、市町村はもとより、職場や地域を含めた社会全体で子育て・子育ちを支援することも必要です。地域の人材や自然。歴史などの資源も有効に活用しながら、地域ぐるみで時代を担う子どもたちの育成支援の取り組みを進めます。

子どもの権利条約： 1989年に国連総会で採択、全世界のほとんどの国で批准されており、日本も1994年に批准した。保育・教育・非行・子どもの福祉・親子関係など、あらゆる子どもの問題を考える際に欠くことのできない、世界そして人類共通の最も基本的な国際基準になっている。

## 2 . 基本理念

下北山村の次世代育成支援対策のめざす基本的な方向として、次のような基本理念を定めます。

下北山村の基本理念

# 元気・本気の子どもづくり

次世代育成支援対策は、全国的な少子化をくい止める対策の一環であるとともに、子どもたちが、心身ともに健全に、育っていける環境づくりをめざして進めていくことが大切です。

本村では、子どもの減少が続いており、保育所、小学校、中学校の児童・生徒数についても、今後更に減少する傾向にあります。また、帰宅しても隣近所に子どもが少ないため、容易に子ども同士で遊ぶことも難しい状況にあります。しかし、下北山村には豊かな自然、温かい人々、歴史など、本村ならではの資源があふれています。本村の時代を担う子どもたちの育成は、保護者がその第一義的な責任を果たしていくとともにこうした資源を十分に活用しつつ、生きる力を身につけ、新しい時代を切り開く積極的な心をもった「たくましい北山っ子」を育てるために、地域全体で支えていくことが必要です。

本村における次世代育成支援対策は、「元気・本気の子どもづくり」を基本理念として、家庭、地域、学校、行政のそれぞれができること、やるべきことを明確にしなが、連携を図りつつ、村全体で、子どもの成長を支えていくことをめざします。

### 3 . 基本目標

次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### ( 1 ) 子どもを安心して生み育てることができる村

喜びを感じながら子育てができるような多様な支援と適切な情報提供などにより、子育てへの不安や負担感の解消を図ります。

子育てと仕事の両立を支援する保育サービスや公共交通網などの充実とともに、男性中心の働き方を見直し、男女が協力して家庭を築き子ども産み育てる意識の醸成を図ります。

#### ( 2 ) 心身ともに健やかな子どもの成長を支える村

子どもたちの健やかな成長を育むため、安全な妊娠や出産、疾病予防のための健康診査や食育等の充実を図ります。

子どもが自己を確立し、郷土を愛し広く社会に貢献でき、自ら学び、考え、判断して生きる力を身につけるとともに、次代の親となることにも配慮して、心や体の調和のとれた人間としての健やかな成長を育むため、家庭、学校、地域が連携し、教育力の向上と交流機会の拡充を図ります。

また、子どもたちが健全に育っていくためには、友達や仲間と自由時間を共有することが大切であり、子ども同士が集まりやすい環境づくりを図ります。

#### ( 3 ) すべての子どもが尊重され、安全で住み良い村

すべての子どもを尊重し、子どもたちの不安や心配事の解消に取り組み、虐待などの未然防止と発生時の迅速で適切な対応のための体制の確立を進めます。

犯罪や事故等から子どもを守るとともに、交通利便の向上や遊び場の充実など、子どもたちに住み良い地域づくりを進めます。

## 4 . 基本施策

次の6つの総合的な基本施策の展開を図ります。

### ( 1 ) 地域ぐるみでの子育て支援

保育所等での保育サービスの拡充や、地域での相互扶助機能の確立などにより、保育サービスの充実を図ります。孤立になりがちな子ども同士、保護者同士、多世代の交流を促進するとともに、各種相談や情報提供の充実により、子育てへの不安や負担感の解消などを進めます。地域全体での子育て支援への意識の高揚や、子育て支援に関わる人々が活動しやすい体制づくりを進めます。

### ( 2 ) 仕事と子育てが両立しやすい就労環境づくり

国や県、企業等に働きかけ、仕事と子育てが両立しやすい環境づくり、多様な働き方の実現などを促進します。

### ( 3 ) 母親と子どもの健康の確保と増進

すべての子どもの健やかな成長のために、思春期、妊娠、出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保や育児不安の軽減、食育の推進、小児医療の充実などを進めます。

### ( 4 ) 健やかな子どもたちを育む教育環境づくり

保育所での幼児教育、小中学校等での学校教育の充実とともに、家庭教育への支援、人材、自然、歴史などの地域資源を有効に活用した学習・体験学習の充実、交流機会の拡充を進め、人間性豊かな子どもたちの育成を図ります。また、命の大切さや心と体についての学習、中学生と乳幼児とのふれあい機会の拡充などにより、子育ての意義や大切さについての啓発を図ります。

### ( 5 ) 安全で過ごしやすい生活環境づくり

住宅の供給や子どもも出かけやすい交通体系、子どもの遊び場等の充実に取り組み子どもと子育て家庭が暮らしやすい生活環境づくりをめざします。

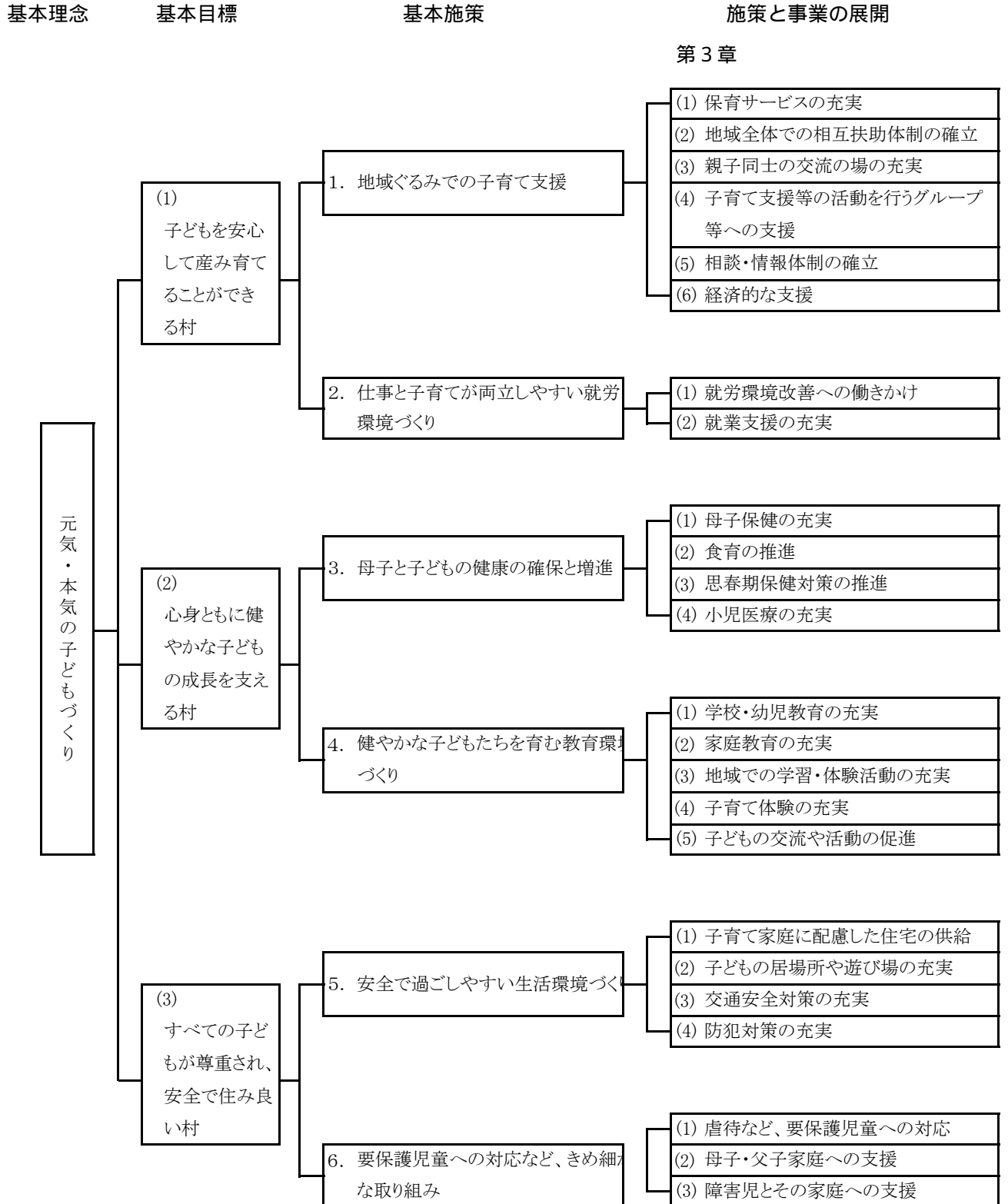
子どもたちへの安全教育の充実と、子どもを犯罪や交通事故等の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら進めます。

### ( 6 ) 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組み

児童虐待に対する発生予防から早期発見、早期対応の切れ目ない総合的な支援体制を整えるとともに、母子・父子家庭、障害児とその家庭へのきめ細やかな支援を進めます。

## 5 . 施策の体系

本計画における施策は、次のような体系により整理します。



## 第4章 施策と事業の展開

### 1. 地域ぐるみでの子育て支援

#### (1) 保育サービスの充実

##### ① 保育所での保育

就学前の子どもは、次代を担う大人として心身共に調和のとれた発達を促すとともに、基本的な生活習慣や社会性を身につけることが重要です。保育士の研修等による保育内容の充実、及び耐震化、防犯対策等、施設を含む保育環境の整備等に努めます。

また、これまで実施していなかった延長保育等保育サービスについて、ニーズの動向を見極めながら、今後を検討いたします。

子どもが豊かな感性や想像力を養えるように、また、社会性や主体性を育めるように、情操教育や体験学習を進めるとともに、地域の小・中学生や高齢者等との交流を図ります。

障害児の保育については、関係機関との連携を強化しニーズや障害の程度、発達段階に応じた適切な保育・療育が受けられるように努めます。

##### ② その他の保育

地域住民による相互扶助での対応も含め、柔軟な保育サービスの提供を進めます。

#### (2) 地域全体での相互扶助体制の確立

子育ては、保護者が男女で協力し合って進めることが大切であること、地域全体で子育て・子育ての支援を進めることが必要であることなどへの理解や、地域全体で子どもを見守る意識の高揚を図ります。

保育所等で対応できにくい保育ニーズにもきめ細やかに対応できるように、地域住民による子育て支援のための相互扶助組織(ファミリーサポートセンター等)について検討いたします。

### ( 3 ) 親子同士の交流の場の充実

気軽に集まり交流することは、子ども同士で過ごして楽しみ学ぶことができるとともに、保護者にとっても、悩みを相談し合えたり子育てに関する情報や知識を交換できるなど多様な効果が期待できるため、特に孤立しがちな保育所入所前の子どもとその保護者を対象とした交流の場を提供と交流の促進を図る為日常的に気軽に集まれる広場「子育てサークル」の設置に努めます。

### ( 4 ) 子育て支援等の活動を行うグループ等への支援

PTA、下北山村白百合会、民生児童委員といった子育て・子育て支援を行う様々なグループ等による活動を促進するため、住民への活動状況などについての情報提供の一層の周知を図ります。また、交流促進などの様々な事業の中で、自主的な子育てに関するグループなどの育成に努めます。

### ( 5 ) 相談・情報体制の確立

児童福祉の担当が平成17年度より保健福祉課になります。それに伴い、保健センターを本村の子育て支援の総合的な窓口として位置づけ、情報提供や相談などの充実を図ります。

### ( 6 ) 経済的な支援

子育て家庭への経済的な支援のため、村による「チャイルドシート購入補助事業」、「赤ちゃん誕生祝金事業」、「下北山村奨学規程」等による支援を継続します。また、国



## 2 . 仕事と子育てが両立しやすい就労環境づくり

### ( 1 ) 就労環境改善への働きかけ

働く保護者が家族とのふれあいの時間が確保できるように、企業等に対する労働時間の弾力化や、男女ともに育児休暇等の取得しやすい就労環境の改善などを、国や県に協力して働きかけます。

### ( 2 ) 就業支援の充実

近年の厳しい経済状況の中で、経済的負担の面などから、家庭を築いて子どもを産み育てることが難しくなっているとも指摘されており、国や職業安定所の活動に期待するとともに、子育てを続けながら、あるいは子育てが一段落してからの再就職が容易になるような能力開発等の情報提供を進めます。

### 3 . 母親と子どもの健康の確保と増進

#### ( 1 ) 母子保健の充実

母親や子どもの健康の確保・増進のため、健康審査や保健指導、相談など、きめ細やかな支援を進めます。(母子保健手帳の交付、乳幼児等健診の充実、育児教室「健康前教室」、虫歯予防教室 など)

#### ( 2 ) 食育の推進

健やかな生活の基本となる「食」の重要性について、子どもや保護者に理解を深められるように、親子での料理教室などを通じた食生活に対する情報提供や啓発を推進します。

#### ( 3 ) 思春期保健対策の推進

思春期は、第二次成長の発現や性的関心の高まりなど、身体的・精神的に大きな変化が生じる時期であり、この時期に生じた問題は本人の健康や次世代の健康等に影響を及ぼすことから、学校保健での性や健康に関する正しい知識の普及に努めます。

#### ( 4 ) 小児医療の充実

村立国保診療所の運営及び、吉野広域行政組合消防本部消防署北山分遣所による救急搬送体制等の医療体制を継続します。また、奈良県ホームページも活用した応急処置方法の紹介など、情報提供による不安解消を図ります。

夜間及び休日の救急について、近隣市町村の病院の情報等、村民に対して周知を行います。

## 4．健やかな子どもたちを育む教育環境づくり

### ( 1 ) 学校・幼児教育の充実

保育所においては、子どもの発育段階に応じて、社会性の芽生えや豊かな心を培い、人間形成の基礎となる幼児教育の充実を図ります。

小・中学校においては、「たくましい北山っ子の育成」を掲げ、小学校では「明るく・強く・考える子」の育成を目標に、中学校では「確かな学力・豊かな心・強くたくましい体」の育成をめざし、地域の人材や自然、歴史などの資源も活用して教育内容の充実を図ります。特に、村の特色であるゴルフ場を生かした学習を尙一層、推進します。

また、命の大切さや心と体と性の問題についての適切な知識や態度を身につけられるように、保育所、小・中学校等において、保健士などとも連携して成長段階に応じた学習内容の充実を図ります。

### ( 2 ) 家庭教育の充実

家庭において、子どもたちへの基本的な生活習慣や社会的マナー、豊かな人間形成のための教育がなされるように、保護者への学習機会の充実を図ります。

### ( 3 ) 地域での学習・体験活動の充実

森林や河川、歴史や各種施設などの地域資源、人材を有効に活用し、「ふるさと再発見」事業等、子どもたちの学習や体験活動の拡充を図ります。

#### ( 4 ) 子育て体験の充実

乳幼児に対する親愛の感情を醸成し、将来、子育てに関わる時の予備体験ともなるように、保育所における職場体験学習の受け入れ等、中学生と幼児のふれあい体験活動の充実を図ります。

#### ( 5 ) 子どもの交流や活動の促進

子ども同士の交流の機会拡充するため、スポーツを通じた交流とともに、いこいの郷慰問等保育所園児と高齢者との交流、保育所での柔軟な受け入れ等、多様な交流を促進します。

また、小・中学校において特色ある教育の充実を進めながら、適切な児童数確保(1クラス10名)と都市部との交流のため、山村留学招致事業を尚一層推進します。

## 5 . 安全で過ごしやすい生活環境づくり

### ( 1 ) 子育て家庭に配慮した住宅の供給

若者や子育て家庭の定住促進を図るため、村営住宅の整備、村内の住宅等の紹介窓口開設などを進めます。

### ( 2 ) 子どもの居場所や遊び場の充実

子どもたちが、安全に過ごすことのできる遊び場や居場所を確保するため、小・中学校の校庭や体育館等の開放、保育所の開放を進めます。また、村内の公園の遊具の点検・補修等を行い、一層の充実を図ります。

### ( 3 ) 交通安全対策の充実

通学路などでのガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置と補修を進めます。警察や団体等と協力して、住民への交通安全意識の高揚とマナー向上の啓発活動を進めます。「チャリンピック」等を実施し、子どもたちに対する交通安全教育を進めます。

### ( 4 ) 防犯対策の充実

子どもを犯罪等の被害から守るため、こども110番の家の設置を継続し、地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。警察や学校、地域との犯罪等に関する情報の共有化を推進します。保育所や小・中学校などの防犯対策の充実、村内の防犯灯の適切な設置を進めます。

## 6．要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組み

### ( 1 ) 虐待など、要保護児童への対応

子育て支援や相談事業などに児童虐待の予防と、早期発見、早期対応を図るため、村、保育所、小・中学校、民生児童委員、警察、児童相談所などの関係機関により、虐待の防止と適切な対応や支援ができる体制の確立を図ります。

### ( 2 ) 母子・父子家庭への支援

ひとり親家庭においても安定した生活が送れるように、母子福祉委員とも連携し、きめ細やかな相談・自立支援の充実を図ります。

### ( 3 ) 障害児とその家庭への支援

保育所や小・中学校、保育サービスなどでの障害児の受け入れ、全ての子どもが充実した生活を送れるように一層の充実を図ります。

乳幼児健診等での健康や発育状態の把握、疾病の早期発見に努めるとともに相談、課題対応の充実を図ります。

## 第5章 計画の推進

この計画は、福祉のみならず教育・保健・医療・就労・生涯学習・交通・住宅など多岐にわたっています。そのため、関係する各課が連携を強化し、子どもの人権尊重と社会性や自立心を育む視点に立った施策・事業展開を進めるとともに、保護者が自信をもって子育てができるように、地域が子どもの育ちや親育ち、子育てを支援できるように、総合的・効果的な施策・事業展開を進めます。

本村においては、特に過疎化・高齢化が進む中で、子どもが生まれ、本村をふるさととして愛し、村の活性化のために一緒に村づくりを進めていく若者に育ってくれることが何よりも望まれ、次世代育成支援にかかる事業について、庁内が一体となって計画的に推進できるよう努めます。

また、行政のみならず小・中学校、県などの関係機関、地域での団体やグループ、家庭、地域住民、事業者など、それぞれが、適切に役割を果たしていくことが重要であり、これらの機関や人々との連携を図り、本計画を推進していくこととします。

# 用語解説

## あ行

### 一時預かり型保育サービス

保育所入所措置要件を満たさない就学前児童を一時的に預かり(時間による預かりも可能)保育すること。

### エンゼルプラン

正式名称は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」。少子化傾向に歯止めをかけるためには総合的な子育て支援が必要であるという認識から、平成6年(1994年)12月に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により、おおむね10年間で推進する子育て支援施策の基本方向と重点施策を示した計画である。基本的視点として、産み育てやすい社会環境の整備、社会的支援システムの構築、子どもの最善の利益確保が掲げられている。

さらに、平成12年度(2000年度)から平成16年度(2004年度)までを計画期間として、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画(新エンゼルプラン)」が平成11年(1999年)12月に策定された。

### 延長保育

通常保育時間【P48「通常保育事業」にて説明】(11時間)の前後30分または、1時間程度延長して保育を行うこと。

## か行

### きなり

「まざりけのない純粹」という意味

### 健康しもきた21計画

村の母子保健計画・地域保健計画を含む総合的な保健計画であり、平成13年度・14年度に策定。平成15年4月より実施している。

### 合計特殊出生率

対象とする年次について、女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計して得られる出



生力の指標で、1人の女性が生涯に産む子ども数として解釈されます。この数値が平成15年では2.07(人口置換水準)を割ると人口が減少すると言われています。

### **コーホート変化率法**

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言います。コーホート変化率法は、人口の将来推計に用いられる手法の一種で、ある年齢集団の数(男女1歳階級別人口例:平成16年の3歳の男子数)と前年の相当する年齢集団の数(例:平成15年の2歳の男子数)の比率を用いて、次年の年齢集団の数(平成17年の3歳の男子数)を推計する方法で、変化率は単年度でなく数年間の平均を求めて使用することが多い。新たに生まれる子ども(0歳児)については合計特殊出生率を用いて計算します。

### **子育てサロン**

0歳から保育所入所前までの子どもと親を対象にした、地域の親子の居場所、子育て仲間との出会いの場、親としての学習の場、地域の子育て情報の交換の場。主に子育てサポーターが運営を行う。

## **さ行**

### **次世代育成支援対策推進法**

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成16年度末までに「一般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務があるとする法律。

### **次世代育成に関する当面の取組方針**

この取組方針の基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援—「次世代育成支援」—することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。

### **少子化対策プラスワン**

「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見

直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進するというもの。

## **た行**

### **地域子育て支援センター（地域子育て支援センター事業）**

自宅で育児を行っている家庭に対し、育児に対する不安の相談指導、子育てサークルの支援、情報提供などを行い、地域全体で子育て家庭を支援する。

### **通常保育事業**

保育に欠ける子どもを保育園で保育する。保育時間は7:30～18:30で設定している。（ただし、8～11時間までの保育については長時間保育という。11時間以上は延長保育。）

### **つどいの広場事業**

主に乳幼児（0～3歳）の子育てを行っている保護者が気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。（つどいの場の提供、アドバイザーによる相談）

### **特定保育事業**

保護者のパート就労や介護などのため、週2～3日程度または午前、午後のみなど、一定の日数や時間に子ども（3歳未満）を預かる。

※ 国の算定定義では、64～128時間／月の利用としている。

## **な行**

### **認可外保育サービス**

保育所の行う業務を目的とする施設で、保育所としての認可を受けていないもの（無認可保育施設）、例えば事業所内保育所、市町村等が助成の無認可保育所等において行う保育サービス。

## **は行**

### **病後児保育**

保育所に通所中の児童が病気の回復期であることから、集団保育の困難な期間、一時的に

その児童を預かる。

### **へき地保育所**

交通条件及び文化的諸条件に恵まれない山間地・開拓地等のへき地(児童福祉法第 39 条に規定する保育所を設置することが困難な地域)における、保育を要する児童に対して保護を行い、地域児童の福祉の増進を図ることを目的とした施設。

### **放課後児童クラブ(学童保育)**

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

### **母子保健計画**

妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制を確立し、効果的な母子保健施策の推進に資するための策定するもの。

## **ま行**

### **民生児童委員**

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第 12 条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

## **や行**

### **夜間保育事業**

夕方の延長保育終了後、さらに22:00ごろまで行う保育サービス。